

一般社団法人北海道ピアサポート協会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人北海道ピアサポート協会（以下「当協会」)と、一般社団法人北海道ピアサポート協会会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般社団法人北海道ピアサポート協会事務局(以下「当協会事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

(会員規約の適用)

第1条 当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規程も、本規約の一部を構成します。

(会員規約の変更)

第2条 当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。(用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

1) 会員とは、当協会会員の総称です。
2) 書面とは、当協会が指定した書式による文書（入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当協会事務局への通知、連絡も書面と認められます。）またはホームページ等によるフォームをさします。

第2章 入会申込等

(入会申込)

第4条 当協会への入会の申込をする方は、当協会が別に定める会費を払込み、入会申込書やフォーム等に必要事項を記入または入力し、当協会事務局に提出または送信することとします。
2) 運営サポーター並びに活動サポーターは、理事または運営サポーターの2名以上の推薦が必要です。

(入会申込の拒絶等)

第5条 当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
3) その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第6条 会員資格有効期限は次の各項に定めます。

1)会員有効期限は、入会申し込みのあった日から最大1年間とします。
2)入会日から1ヶ月から12ヶ月の間で会員内容毎に自動更新を行います。

(会員の種類・入会金・年会費)

第7条 会員の種類、年会費、資格および特典は次の通りです。

運営サポーター

入会金：10,000円（初年度年会費無料)

年会費：10,000円

資格：当法人の事業を遂行するために入会したもの

特典：

議決権

各担当事業運営権

外部発表権

名刺作成

法人企画研修等無料（参加費のみ)

旅費交通費支払(補助事業のみ)

情報メールの配信

ボランティア保険加入（必要時)

連絡ツールへの招待

活動サポーター

入会金：3,000円（初年度年会費無料)

年会費：3,000円

資格：当法人の事業を遂行する協力員として入会した者

特典：

事業運営の活動協力

法人企画研修等一部無料（担当事業のみ)

情報メールの配信

ボランティア保険加入（必要時)

応援サポーター

寄付：一口3,000円から

資格：当法人の趣旨に賛同し援助する者

特典：お礼のメール

びあさば会員

会費：6,000円／年・500円／月

資格：当法人の趣旨に賛同した者

特典：

こころのびあさばねっと利用特典

法人企画イベント・研修等割引

情報メールの配信（希望者）

第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面または電子メール、フォームによりその旨を当協会事務局に通知する必要があります。

2) 前項の規程による変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

1) 運営サポーターについては成年被後见人又は被保佐人になったとき。
2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散若しくは破産したとき。
3) 2年以上会費を滞納したとき。
4) 総運営サポーターの同意があったとき。
5) 定款第9条に記載されている除名処分を受けたとき。
6) 退会したとき。

(退会)

第10条 退会しようとする場合は、退会の旨を当協会事務局に届け出て退会することができます。

2 びあさば会員は届け出不要とし、インターネット上で退会ができます。

(会員資格の停止)

第11条 当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、 当該会員に対し事前に通知及び催告することなく、当該会員の資格の停止処分をすることがあります。

1) 会費が支払われないとき
2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
7) 本規約に違反した場合
8) その他、当協会が会員として不適当と判断した場合
2 前項の停止処分を受け、処分解除の連絡がないうちに再度同様の行為を行ったとき、または停止処分を二回受けたときは、定款第9条による除名処分を受けます。
3 びあさば会員はびあさばねっと並びに運営会社の規約に違反したとき含む

(抛出品の不返還)

第12条 一度払い込まれた会費及びその他の抛出品品は返還しません。

第5章 会員資格の自動更新及び会員資格停止に伴う措置

(措置)

第13条 有効期間満了日から30日以内に当協会が会費の振り込みが確認できず、当協会からの通知のあとも、当協会が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できなかった場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

2 びあさば会員は運営会社の規約に従います。

(自動更新)

第14条 会員は有効期間が満了した後、30日以内に退会の意思表示を当協会に書面又は電磁的記録にて通知しなかった場合は、期間満了日の規則に合意し、会員資格を更新したものとみなします。

2 びあさば会員は運営会社の規約に従います。

第6章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第15条 当協会が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協会の事前に承諾並びに承認を得る必要があります。

第7章 禁止行為

(禁止行為)

第16条 会員は無断で当協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。

その他、協会の目的を理解し、第11条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

第8章 情報管理

(個人情報保護)

第17条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第9章 知的財産

(知的財産の帰属)

第18条 当協会の活動において創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

(知的財産の保護)

第19条 当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第10章 損害賠償等

(損害賠償)

第20条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、 当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

(免責)

第21条 当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当協会の故意または重大失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第11章 残存条項

(残存条項)

第22条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第13条、第16条乃至第21条および本条の規程は有効に存続するものとします。

第12章 その他

(準拠法)

第23条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第24条 当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、札幌地方法裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(規程の追加)

第25条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとします。

附則

本規約は2015年2月10日より施行します。

本規約は2016年6月4日より改定します。

本規約は2018年11月1日より改定します。

本規約は2021年11月1日より改定します。

本規約は2024年8月1日より改定します。